

袋井市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、袋井市（以下「本市」という。）が提供する、市施設への来訪者に対する無線LAN対応機器（以下「端末」という。）を用いたインターネット接続サービス（以下「サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(サービスの内容)

第2条 端末を用いてインターネットに接続しようとする者は、第4条に規定する施設において、サービスを利用することができる。

(利用料金)

第3条 サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービス等については、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担する。

(利用施設及び接続可能時間)

第4条 サービスを利用することができる施設は、別表のとおりとする。また接続可能時間は、原則として、サービスを提供する施設が定める。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用条件)

第5条 利用者は、サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

2 サービスを利用するための本市への申請等は不要とする。

3 利用者は、サービスの利用に際し、必要となる端末及び電源を準備し、必要な事項を端末に設定する。

4 利用者は、サービスの利用に際し、セキュリティの確保に努める。

5 利用者は、他の来庁者の迷惑とならないよう配慮する。

(利用者の資格)

第6条 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用履歴の取得及び利用目的)

第7条 本市は、次に掲げる目的のため、サービスの利用時間、利用施設等の情報を利用履歴として取得することができる。

- (1) サービスの利用状況を調査する場合
- (2) サービス内容の見直し又は改善等を図るために利用する場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本市が特に必要があると認める場合
(利用の停止)

第8条 利用者が次に掲げる事項に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止する。

- (1) 次条に規定する禁止事項に該当する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、利用者として不適切であると本市が判断した場合
(禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市又は第三者に損害を与える行為及び与える恐れのある行為
- (2) 本市又は第三者の財産、名誉、プライバシー等を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為及び公序良俗に反する恐れのある行為
- (4) 誹謗中傷行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはその恐れのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを作成、使用又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) 著しく大量なデータの送信
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反する恐れのある行為又は本市が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わない。

(利用の中止)

第10条 本市は、次に掲げる事項に該当する場合は、サービスの利用を中止することができる。

- (1) サービスの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 地震、火災、洪水、停電その他の非常事態等が発生し、通常のサービスの運用ができなくなった場合
 - (3) サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、本市がサービスの提供を中止すべきだと判断した場合
- 2 サービスの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は、一切の責任を負わない。

(免責)

第11条 本市は、サービス内容及び利用者がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

2 本市は、次に掲げる利用者の損害について、一切の責任を負わない。

- (1) サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止による損害
- (2) サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失による損害
- (3) 利用者の端末のウィルス感染等による被害、データの破損及び漏えいによる損害
- (4) その他サービスに関連して発生した利用者の損害

3 本市は、利用者が所有する端末の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、サービスを利用できない場合があっても、一切の責任を負わない。

4 本市は、利用者がサービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わない。

5 本市は、サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができる。

6 第9条に違反する利用者の行為によって本市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、その行為に携わった利用者が全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わない。

(本規約の変更)

第12条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

本規約は、令和6年1月31日から施行する。

別表（第4条関係）

施設名称等	所在地
袋井市役所	袋井市新屋一丁目1番地の1
袋井市浅羽支所	袋井市浅名1028番地
袋井市総合健康センター	袋井市久能2515番地の1
メロープラザ	袋井市浅名1027番地
袋井図書館	袋井市高尾町19番地の1
浅羽図書館	袋井市浅名976番地の1
袋井東コミュニティセンター	袋井市広岡2506番地の1
袋井西コミュニティセンター	袋井市川井582番地
袋井南コミュニティセンター	袋井市高尾754番地の1
豊沢コミュニティセンター	袋井市豊沢210番地の1
袋井北コミュニティセンター	袋井市久能1330番地の2
今井コミュニティセンター	袋井市太田687番地
三川コミュニティセンター	袋井市友永147番地
笠原コミュニティセンター	袋井市山崎5093番地の5
山名コミュニティセンター	袋井市上山梨四丁目3番地の1
高南コミュニティセンター	袋井市上田町267番地の8
浅羽東コミュニティセンター	袋井市梅山63番地の1
浅羽西コミュニティセンター	袋井市中410番地の1
浅羽南コミュニティセンター	袋井市太郎助1044番地
浅羽北コミュニティセンター	袋井市浅羽2857番地
月見の里学遊館	袋井市上山梨四丁目3番地の7
袋井市総合体育館	袋井市久能1912番地の1

※ 電波の伝搬状況により、別表に掲げる施設内においても利用できない場合がある。